

魚津市電子地域通貨事業に関する利用者利用規約

第1条（目的）

- 1 本規約は、魚津市（以下「当市」）が提供する MiraPay（ミラペイ）を利用したサービス（以下「本サービス」）の利用条件について定めます。
- 2 当市が、本サービスの利用条件等の詳細について、別途定める要綱、マニュアル等は、本規約と一体で適用されるものとします。

第2条（定義）

本規約における次の用語の意味は、下記のとおりです。

- (1) 「MiraPay ポイント（以下「ポイント」）」とは、当市が発行する電子ポイントで通常ポイント及びプレミアムポイントです。
- (2) 「MiraPay コイン（以下「コイン」）」とは、当市が発行する電子コインでチャージコイン及び行政コインです。
- (3) 「ポイント等」とは、ポイント及びコインのことです。
- (4) 「本サービス」とは、ポイント及びコインの購入や、ポイント等の利用等に関するサービスです。
- (5) 「本アプリ」とは、本サービスを利用するために利用者が使用するスマートフォン等向けのソフトウェアです。
- (6) 「利用者」とは、本サービスを利用するポイントの購入申込や本アプリをインストールした個人のほか、ポイント及びコインを購入し、取扱店等で使用する個人及び取扱店です。
- (7) 「販売店」とは、利用者に、ポイント及びコインを販売できる店舗、事業所等です。
- (8) 「取扱店」とは、利用者が、ポイント及びコインを利用できる当市内の店舗、事業所等です。
- (9) 「加盟店等」とは、販売店及び取扱店の総称です。
- (10) 「利用者端末」とは、本サービスにおいて認証に利用される利用者が使用するスマートフォン等の機器等の総称です。
- (11) 「対象取引等」とは、ポイント等の付与及び利用の対象となる利用者と取扱店等との間の商品購入、サービス提供等の取引等です。
- (12) 「チャージ」とは、利用者が現金を支払って、ポイント又はコインの残高を増加させる行為です。
- (13) 「本サイト」とは、本サービスの提供のために、当市が開設する Web サイトです。
- (14) 「ID」とは、本サービスにおいて、利用者を識別するための符号で、利用者自身が登録したものの他、利用者端末等に割り当てられた符号を含みます。
- (15) 「事務局」とは、当市が本サービス全体の運営を包括的に委託した事業者です。
- (16) 「提携サービス提供者」とは、当市が本サービスを実施するにあたり委託したシステム事業者及び事務局です。
- (17) 「関連事業者」とは、取扱店等、提携サービス提供者、本サイトの広告主の総称です。
- (18) 「記録情報」とは、ポイント等または提携サービス等に関する情報です。
- (19) 「利用契約」とは、本規約に基づき、利用者と当市との間に成立する契約です。
- (20) 「本規約等」とは、本規約及び前条第2項の要綱、マニュアル等をいいます。

第3条（利用契約）

- 1 本サービスの利用を希望する場合、本規約の内容を承諾の上、当市所定の方法により、当市に利用を申し込みます。なお、当市に対して申請時に入力した情報が正確かつ最新の内容であることを確約するものとします。
- 2 利用者が前項の申込を行い、本サービスを利用するための登録が完了した時点で、利用者と当市との間に、利用契約が成立するものとします。
- 3 当市は、第1項に基づく申込について、本サービスの運営に支障があると判断した場合、申

込を承諾しないことがあります。

- 4 利用者は、申込内容または申込後の登録情報に変更がある場合、当市所定の方法に従って、事前に変更手続を行うものとします。

第4条（本規約の変更）

- 1 当市は、次の事情により本規約を変更する必要がある場合、次項に基づき、本規約等を変更できるものとします。
 - (1) 法令の改正、その他社会情勢の変化
 - (2) 物価、公租公課、その他の経済的負担の変動等の経済情勢の変化
 - (3) 技術環境や経営環境の変化等に伴うサービス内容の合理化、システム変更、その他の技術上・運用上の変更
 - (4) その他、前各号に準ずる事情
- 2 当市は、前項に基づき、本規約を変更する場合、30日以上前に利用者に通知します。ただし、利用者に不利な変更を含まない場合、または、緊急の必要がある場合には、直ちに本規約を変更することがあります。
- 3 利用者は、前2項の変更に異議がある場合、第6条第1項に基づき、利用契約を解除することができます。なお、利用者が当該変更後も利用契約を解除しない場合は、当該変更を承諾したものとします。

第5条（通知）

- 1 本規約に関する通知は、書面、電子メールまたは本サイトに掲載する方法により行います。当該通知は、関連事業者を通じて行われる場合があります。
- 2 前項の通知は、利用者が当市に届け出た住所もしくは電子メールアドレスへの送信、または、本サイトへの掲載時点をもって、完了したものとします。

第6条（利用契約の終了）

- 1 利用者は、当市所定の方法で当市に通知することにより、利用契約を終了させることができます。
- 2 利用契約は、次の各号のいずれかに該当する場合、利用者への通知なく終了します。
 - (1) 利用者が本規約等に違反し、相当な期間を定めて催告しても、その期間内に是正されない場合
 - (2) 第13条第2号または第3号に該当する場合
 - (3) 利用者と3ヶ月以上連絡がとれない場合
 - (4) 当市がやむを得ない事由により本サービスの提供を終了する場合
- 3 利用契約が終了した場合、利用者は、ポイント等を利用することはできません。

第7条（ポイント等の取得等）

- 1 利用者は、当市が別途定める方法により、決済金額1円あたり1ポイント又は1コイン以上の別途当市が定める割合でチャージすることができます。
- 2 利用者は、当市が別途定める方法により、決済金額1円当たり1コイン以上の別途当市が定める割合で当市から付与を受けることができます。
- 3 本サービスの利用終了、その他いかなる理由によっても、ポイント等を換金することはできません。

第8条（ポイント等の利用）

- 1 利用者は、次のいずれかの方法により、取得したポイント等を利用することができます。
 - (1) 取扱店において、1ポイント又は1コインあたり1円相当の割合で、対象取引等における支払に代えて、ポイント又はコインを利用する。
 - (2) その他、当市が別途定める方法により利用する。
- 2 ポイント等により決済した対象取引等について、商品不良、サービスの不具合により、対象取引等が正常に完了しなかった場合、取扱店の判断により、ポイント等の返還等の対応がされる

ことがあります。

- 3 ポイント等を決済に利用できる対象取引等の範囲、前項の対応内容等については、当市が定めます。

第9条 (IDの管理責任)

- 1 利用者は、IDを第三者に貸与することはできません。
- 2 利用者は、ID、パスワードを自らの責任で、第三者に知られないよう管理し、ID及びパスワードの盗用を防止する措置を行うものとします。

第10条 (記録情報の確認)

利用者は、利用者端末でポイント等の残高を確認することができます。

第11条 (費用負担)

- 1 利用者は、次の費用を負担するものとします。
 - (1) 本サイトへアクセスするための機器・ソフトウェア等、利用者端末の取得・利用に関する費用
 - (2) 当市が提供するサービスまたは提携サービス等のうち、有料のサービス等の利用料金
 - (3) 本サービス及び提携サービス等を利用するための通信費、交通費、その他の実費
 - (4) その他、本サービスを利用するための費用
- 2 提携サービス等の利用料金の要否・金額、支払条件、その他の利用条件等については、各提携サービス提供者が定めます。

第12条 (禁止事項等)

- 1 利用者は、利用者端末の保管、利用にあたり、利用者端末が変形、破損等したり、ポイント等に関するデータが消失、破損等したりしないように取り扱うものとします。
- 2 利用者は、次の行為を行ってはならないものとします。
 - (1) 当市、関連事業者または第三者の知的財産権、その他の権利を侵害し、または、侵害する恐れのある行為
 - (2) 記録情報の改ざん等
 - (3) 本サービスに関連するシステムへの不正なアクセス等及び当該侵害行為を助長する行為
 - (4) IDの不正使用
 - (5) ポイント等の第三者への譲渡、貸与
 - (6) 法令または公序良俗に反する行為
 - (7) 前各号の他、本サービスに関連する事業の運営に支障をきたす行為、または、そのおそれがある行為

第13条 (本サービスの提供中止)

当市は、次の各号のいずれかに該当すると判断した場合、本サービスの全部または一部の提供を中止することがあります。

- (1) 利用者が本規約等に違反した場合
- (2) 利用者が登録した情報に虚偽の内容が含まれる場合
- (3) 利用者が暴力団等の反社会勢力と非難されるべき関係にある場合
- (4) システム保守、システム障害対応、天災・戦争・争乱等の不可抗力、その他技術上、運用上の理由により、本サービスの提供を中断する必要があると判断した場合
- (5) その他、やむを得ない事情がある場合

第14条 (契約期間)

- 1 本規約は、第3条第2項に基づく利用契約の成立時に効力を生じ、事業年度の末日まで有効とします。
- 2 利用者は、利用契約を終了する旨の通知をする場合、当市の指定する方法にて行うものとします。

第15条 (当市の責任)

- 1 当市は、本サービスに関し、当市の故意または重大な過失により利用者に損害を与えた場合に限り、利用者が被った損害を賠償します。
- 2 当市は、次の各号に関連する損害、または、逸失利益、間接損害、特別損害もしくは弁護士費用については責任を負いません。
 - (1) 通信障害、システム障害等
 - (2) 記録情報の正確性・真正性
 - (3) ID の不正使用、不正アクセス、記録情報の改ざん・消失
 - (4) 利用者端末の故障、紛失、盗難
 - (5) 本サービスの利用の結果
 - (6) 関連事業者、その他の第三者による商品・サービスの提供等
 - (7) その他、利用者または第三者の故意または過失
 - (8) 本サービスの提供条件の変更、前条に基づく提供中止
 - (9) 天災、戦争、騒乱等の不可抗力
- 3 対象取引等については加盟店等、その他の提携サービス等については提携サービス等提供者の責任において提供されるものとし、当市は、責任を負いません。

第 16 条（個人情報）

- 1 当市は、利用者の個人情報を、個人情報の保護に関する法律その他の関係法令及び魚津市個人情報保護条例に従って、厳重に管理します。
- 2 当市は、利用者の個人情報を下記の目的に限って利用します。
 - (1) 当市から利用者に対する下記の通知
 - ① 本サービスの仕様変更、利用条件の変更、その他関連する事項
 - ② 本サービスの新機能等に関する案内
 - (2) その他、本サービスに関連する事業の運営
 - (3) 本サービスの利用記録に基づく解析モデル、統計情報等の作成・提供

第 17 条（知的財産権）

- 1 本サービスに関する知的財産権は、当市または当市が指定する第三者に帰属します。
- 2 提携サービスに関する知的財産権は、提携サービス提供者または当該提供者が指定する第三者に帰属します。

第 18 条（準拠法・合意管轄）

- 1 本契約は、日本法に準拠します。
- 2 本規約に関する訴訟については、魚津簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

令和 3 年 6 月 1 日

魚津市産業建設部商工観光課